

○東京藝術大学業務達成基準取扱要項

〔平成24年3月27日〕
制 定
改正 平成25年10月24日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学予算規則（以下「予算規則」という。）第12条第2項に基づき、運営費交付金を財源として実施する事業（以下「事業」という。）に、業務達成基準を適用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 業務達成基準は、文部科学省が業務達成基準の適用を指定した事項による事業のほか、次の各号に掲げる要件を満たした事業に適用することができる。

- (1) 事業目的を明確にした事業計画があり、事業全体の予算計画が定められていること。
- (2) 事業の達成度を客観的に測定できること。
- (3) 事業計画及び予算計画が、役員会で承認されていること。

(申請)

第3条 予算規則第3条第1項に定める予算責任者（以下「予算責任者」という。）は、業務達成基準を適用しようとする事業がある場合には、業務達成基準適用申請書（別紙様式1）により学長に申請しなければならない。

- 2 前項に基づく申請は、原則として当該予算を執行する前に行わなければならない。

(指定)

第4条 学長は、前条により申請された事業について業務達成基準を適用すると認めるときは、その指定を行い、予算責任者に通知するものとする。

(事業実施計画の変更)

第5条 予算責任者は、業務達成基準の適用の指定を受けた事業について、事業計画及び予算計画を変更するときは、役員会の承認を得た上で、速やかに事業実施計画変更申請書（別紙様式2）を学長へ提出しなければならない。

(報告)

第6条 予算責任者は、業務達成基準の適用の指定を受けた事業が完了したとき又は事業年度が終了したときは、業務達成状況報告書（別紙様式3）により、速やかに学長に報告しなければならない。

(審査)

第7条 学長は、前条の報告に基づき事業の達成度を審査する。

(予算の繰越)

第8条 学長は、前条の審査を行い、予算の繰越が必要と認めた場合には、その結果を予算責任者に通知するものとする。

- 2 予算を繰越すことが不相当であると認めた場合、又は予算の繰越しを行う必要がない場合は、運営費交付金債務を収益化するものとする。

(説明責任)

第9条 業務達成基準を適用した事業の予算責任者は、当該事業の実施計画及び実施報告における成果等に関する説明責任を負うものとする。

(予算の区分管理及び流用制限)

第10条 予算責任者は、業務達成基準を適用した事業に係る予算について明確に区分管理するとともに、他の事業の使途に流用してはならない。

附 則

この要項は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

(元号) 年 月 日

業務達成基準適用申請書

東京藝術大学長 殿

予算責任者

下記の事業について、業務達成基準の適用を申請します。

記

1. 事業名称
2. 代表者（所属・職・氏名）
3. 事業期間（元号） 年 月 日から （元号） 年 月 日まで
4. 事業目的
5. 事業計画
6. 予算計画
総 額 円
(費目別内訳)
〇〇〇 円
〇〇〇 円
〇〇〇 円

(元号) 年 月 日

事業実施計画変更申請書

東京藝術大学長 殿

予算責任者

下記の事業について、変更が生じたので申請します。

記

1. 事業名称

2. 代表者（所属・職・氏名）

3. 事業期間（当初）（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日まで
（変更）（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日まで

4. 事業計画（当初）

（変更）

5. 予算計画（当初）総 額 円
（変更）総 額 円

6. 変更理由

(元号) 年 月 日

業務達成状況報告書

東京藝術大学長 殿

予算責任者

下記の事業について、業務達成状況を報告します。

記

1. 事業名称
2. 代表者（所属・職・氏名）
3. 事業期間（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日まで
4. 事業目的
5. 事業の成果・実施状況（未達成の場合はその理由）
6. 予算執行状況計画

予算総額	円
執行済額	円
（費目別内訳）	
○○○	円
○○○	円
○○○	円
繰越額	円